

みや わか

市議会だより



9月定例会

会議結果及び賛否の分かれた議案	2
決算審査特別委員会、平成29年度補正予算	3~4
採択された意見書	4
各常任委員会報告及び特別委員会報告	5~7
報告・市長報告	7~8
一般質問	9~13
編集後記、まちの話題	14



審 議 結 果 報 告

9 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	全員賛成同意
諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦について	全員賛成同意
諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦について	全員賛成同意
議案第27号	民事調停の申立てについて	全員賛成可決
議案第28号	宮若市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成可決
議案第29号	宮若市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成可決
議案第30号	宮若市いこいの里千石条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成可決
議案第31号	工事請負契約の締結について	賛成多数可決
議案第32号	市道路線の廃止について	全員賛成可決
議案第33号	平成29年度宮若市一般会計補正予算(第1号)について	全員賛成可決
認定第1号	平成28年度宮若市一般会計歳入歳出決算認定について	賛成多数認定
認定第1号	平成28年度宮若市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第1号	平成28年度宮若市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第1号	平成28年度宮若市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第1号	平成28年度宮若市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第1号	平成28年度宮若市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第1号	平成28年度宮若市吉川財産区特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第2号	平成28年度宮若市水道事業会計決算認定について	全員賛成認定
議員提出議案第3号	道路整備事業の安定的な予算の確保と補助率等の高上げ措置の継続に関する意見書	全員賛成可決
議員提出議案第4号	宮若市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	賛成少数否決

◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
氏名	川口 誠	萩本 広房	弓削田 敬	中尾 ハギ子	染矢 正次	神谷 喜久雄	安永 友則	安河 英幸	吉野 英史	寶部 勝	間地 陸人	中島 健三	吉崎 順一	茅野 勝	谷口 重隆	藤嶋 厚	遠藤 嘉昭
議案名																	
議案第31号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
認定第1号	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○
議員提出議案第4号	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×

平成28年度一般会計・特別会計・水道事業会計決算を認定

決算審査特別委員会報告

委員長 染矢 正次

主な質疑は次のとおりです。

問 平成28年度宮若市道路橋梁定期点検発注支援業務とは何か。福岡県建設技術情報センターと随意契約はどういう意味か。

答 これは、宮若市が管理する道路橋梁を国の指導により5年に1回、近接目視をするように定められている。福岡県の道路メンテナンス会議の中で市町村の人材、予算不足を解決する方法として市町村のエリアを超えて他の市町村と一緒に発注を行うという地域一括発注が設けられている。本市もその制度を活用し、福岡県において一括発注が可能な福岡県建設技術情報センターに委託をお願いしている。

問 子育て新婚世帯の家賃補助金が1,350万円程アップしている。これの具体的な実績を聞きたい。

答 平成28年度は、合わせて295件の交付を行っている。世帯人員は、合わせて594名で、その内、市外からの方は473名である。

問 今後の国保の運営の見通しについてどういう考え方を持っているのか。

答 今後の見通しは、28年度は赤字が若干少なくなっている。28年度の医療費と同レベルであれば、29年度の単年度の赤字は解消すると思う。県との関係であるが、30年度から県が財政運営の主体となるので、30年度以降は、各自自治体の分の赤字と

いうことは発生はしない。

問 簡易水道事業の使用料及び手数料がかなり増額になっている1番の要因は何か。

答 使用料及び分担金で昨年より増額になっているが、平成27年ベースから比較すると33件の新規加入がある。この分の負担金の増と、集合住宅等で加入料も増えるということで、使用水量もアップしたというのが現状である。

問 下水道事業の受益者負担金での不能欠損は、平成26年度ピーク時に比べれば3分の1に下がっているが、これに対してどういう啓発活動を行ったのか。

答 平成27年の決算審査特別委員会で、委員から不能欠損の対応等の意見があり、それを踏まえて平成27年度において受益者負担金条例の施行規則を改正し、下水道課職員にも徴収吏員を任命してもらい、滞納者に対し、財産調査等を実施し、徴収に勤めている。平成28年度は、この対象者の一部に対し、財産調査を実施し、差し押さえ手続きに着手したところ、対象者が自主納付により完納した。それ以外の方で納付資力が低く、一括完納が不可能な対象者については分納誓約による分割納付により滞納の解消を図っている。

問 学童保育事業の件ですが、監査意見書の中では、集団行動の際、人員を増員するなど、特に配慮するように、安全管理の確立と強化に向けた体制づくりを併せて行ってもらいたいとあるが、更なる説明を。

答 学童保育事業は、児童それぞれ個性があるので、限られた人員では届かないこともあるのではないかと考えられるので、人員の増員等も検討してより安全体制を確立してはどうかと言う主旨の意見である。

問 学童保育事業の安全管理の確立というのは人員だけを指しているのか。

答 人員増加というのは、ひとつの考えられる選択肢である。人員を増加すればいいということではないと考えている。施設の安全性というのにも考えないといけない、安全管理というのは人員、施設そういうもの諸々を含めた、その場における安全配慮義務が尽くされたという意味での安全管理の確立ということであろうという表現をしているので、指摘のように人員の問題だけではない。

認定第1号 賛成少数で不認定
認定第2号 全員賛成で認定

認定第1号 平成28年度 一般会計・特別会計決算

会計名	歳入総額	歳出総額
一般会計	168億5,807万円	159億6,305万円
国民健康保険	38億1,348万円	42億5,874万円
後期高齢者医療	4億1,447万円	4億725万円
住宅新築資金等	1,529万円	487万円
簡易水道事業	9,884万円	9,774万円
公共下水道事業	9億4,650万円	9億1,414万円
吉川財産区	1,988万円	1,802万円

認定第2号 平成28年度 水道事業会計決算

会計名	収益的収入	収益的支出
水道事業会計	5億3,995万円	4億8,614万円

補正予算は、左表のとおりとなっています。なお、今回は、隣保館運営費の工事請負費に対し、左記の3点の付帯決議をしています。

- 1、今回の補正予算は、屋上部分の防水工事及び外壁改修工事による雨漏り防止対策の予算となっていることを、地元代表者等へ十分に説明を行い、理解を得ること。
- 2、工事を発注するにあたり、工法等を十分に再検討し、より精査した上で実施すること。
- 3、今後の市内隣保館施設を含めた事業のあり方について、十分検討すること。

全員賛成で可決

一般会計補正予算	
補正前の額	162億3,316万円
補正後の額	162億4,715万円

道路整備事業の安定的な予算の確保と補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書

賛成多数

「平成29年7月九州北部豪雨」による災害では、尊い人命が奪われ、いたる所で道路が寸断、孤立集落が発生した。現在、復旧・復興に向けて関係者が全力を挙げて取り組んでいるが、救援・救助活動等を通して、道路の大切さを改めて認識した。

また、本市は、大規模自動車産業の立地を核とする産業の集積の下、更なる産業の振興を図るには、将来にわたって物流ルートなど交通アクセスの整備が必要不可欠であり、併せて地域の活性化、日常生活の利便性及び安全性を高めるためには、道路整備を着実に促進していくための安定的な予算確保が必要である。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、道路財特法）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっている。

このままでは、地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に、補助率等が低減することとなり、本市にとっては死活問題である。安全・安心の確保や地方創生が進まなければ地域づくりに悪影響を及ぼし、活力の低下を招きかねない。

よって国におかれては、地方が必要とする道路整備予算を安定的に確保するとともに道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣

委員会報告

教育民生委員会

委員長 弓削田 敬

**宮若市特定教育・保育施設及び
特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について**

これは、宮若市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

主な質疑として、「幼稚園や保育所等に入所する資格を認める旨の支給認定証が任意交付になったとのことだが、周知はどのように行うのか。」との質問に対し、「保護者の希望による任意交付となるので、交付希望者のみ発行し、交付を希望しない保護者に対しては、保育料等決定通知書や支給認定通知書で代用することとしている。」との回答がありました。

全員賛成で可決

**宮若市廃棄物の処理及び清掃に
関する条例の一部を改正する条
例の制定について**

これは、一般廃棄物処理等手数料の一部改定を行うため、宮若市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものです。

主な質疑として、「新旧のごみ袋でデザインの差はあるのか。」との質問に対し、「色やデザインは同じで、パッケージの価格表示が変わるだけである。」との回答があり、「現在のごみ袋の在庫はどのように処理するのか。」との質問に対し、「4月1日より新しいゴミ袋の販売開始をするので、販売業者にはできるだけ3月中には現在のゴミ袋を売り切れるように発注している。」との回答がありました。

「同じ不燃物でも、ごみ袋は値下げするのに、証紙はなぜ値下げしないのか。」との質問に対し、「宮若市一般廃棄物処理運営審議会は、近隣市町村と比較すると、本市の証紙の価格は安価であり、現行どおりでよい。」と答申があり、資源回収できる種類も増えていることもあり、証紙の価格は、据え置きとしたい。」との回答がありました。

全員賛成で可決

工事請負契約の締結について

これは、(仮称)東部総合運動公園多目的屋内施設建設工事を施工するため、指名競争入札により工事請負業者を定め、議会の議決に付する契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「西日がトレーニングルームに当たると、支障はないか。」との質問に対し、「光の向きは検討してきたが、玄関を東側に現在の形が、使用する上で最も均一な採光となる。よって西日はトレーニングルームに当たることになるので、今後対応策を検討していきたい。」との回答があり、「もし積算内容の相違や、工事中の手直しや増工が生じた場合の対応は検討しているのか。」との質問に対し、「工事中に問題点等が出てきた場合は、設計会社、受注業者と関係所管とで協議を行い、対応する。」との回答がありました。「工事請負契約の締結における契約面積は、設計図書中、延べ床面積と建築面積の、どちらを採用しているのか。」との質問に対し、「全体を含んだ契約であり、市として工事請負契約締結議案を提出する際は、工事名、工事場所、工期、契約

金額、請負者、入札方法、そして工事内容として、建築の構造と延べ床面積の、計7項目を表示している。よって今回は、延べ床面積を議案の一部として挙げている。」との回答がありました。

全員賛成で可決

産業建設委員会

委員長 谷口 重隆

民事調停の申立てについて

これは、家賃等支払いの意思がない滞納者7名に対して、民事調停を申立てるものです。

「本会議場での質疑に対しては、的確に答弁するように。」との意見がありました。

全員賛成で可決

**宮若市いこいの里千石条例の一部
を改正する条例の制定について**

これは、キャンプ場のバンガロー6人用4棟を老朽化に伴い、用途廃止を行い、解体し、設置数を変更するものであり、審査に先立ち、現地視察を行い、その後、審査を行いました。

主な質疑として、「前年度と比較し

28年度の利用状況はどうなっているか。」との質問に対し、「キャンプ場全体では増加しているが、バンガローの利用状況は半数ほど減っている。比較的利用料金の安いテントサイトは、バーベキューの利用もあり、若干増えている。」との回答があり、「解体後は、どう活用するのか。」との質問に対し、「テントサイトの利用が増えているので、今後の利用状況をかみしめて、テントサイトへの変更もそのひとつとして検証していきたい。」との回答がありました。「総合計画の位置づけはどう考えているか。」との質問に対し、「バンガロー自体は個別に記載はないが、全体的な観光推進の観点から、千石は本市の重要観光スポットであり、本市のPRに活用できるものと考えてるので、整備は継続して行っていきたい。」との回答がありました。

全員賛成で可決

市道路線の廃止について

これは、福岡県の県営団地の整備事業に伴い、西ノ浦4号線がすべて整備区域になることから路線の廃止となるもので、審査に先立ち、現地視察を行い、その後、審査を行いました。

全員賛成で可決

本委員会は、6月定例会閉会后、計6回開催したので、その報告を行います。

第1回は、正副委員長の互選で、私が委員長、そして實部委員が副委員長となりました。

第2回は、本委員会設置の決議の際、付託事項として、議員定数と共に議会基本条例の制定も含めるものとなりましたので、新たに委員になった3名に、議会基本条例の進捗状況について説明を行っています。

第3回は、議員定数について、「人口が本市と類似する自治体と比較してどうか。」「住民の方の民意が反映されるには、どの程度の定数が必要か議論すべき。」との意見があり、議論する上で、必要な資料を提示し、次回その議論に入ることとなりました。

第4回では、提示された資料について、各委員から説明を受け、人口2万5千人から3万人の自治体の議員定数は、19名以上が9自治体、18名が13自治体、17名以下が21自治体でした。その他、県内の財政力指数の一覧の提出

がありました。その後、議員定数と行財政改革は、議論したので、行財政改革は、正副委員長で執行部に伝え、次回その報告を行うこととなりました。

第5回では、執行部に対し、「議員定数の見直しと共に行財政改革の提言をする可能性があるのでは、真摯に受け止めてほしい。」旨を伝えたことを報告後、議論に入りました。その意見として、「6月定例会において、行財政改革について聞いた議員もいるので、その点を考慮すべきである。」「先の資料を基に、定数は何名が妥当なのかもう少し考えて結論をだしたい。」「市民の声をどう市政に反映するかが大事である。」「定数の方向性を出した後、行財政改革は、その後議論すべきである。」「定数削減が、前提であることが、本委員会の共通認識と思う。行財政改革は、まだまだ足りない点もあり、今後本市のまちづくりを維持するためにも、提言をするべきである。」など様々な意見が出ました。そのような中で、傍聴者に請願の提出者がいましたので、再度、内容の確認を行いたいとの意見を受け、全員異議がなく、参考人として招致することになりました。

質問として「現状で本市の議員が多いと考え、提出されたのか。」との質問に対し、「周辺の市を参考にし、人

口あたりの議員数が多いと考える。私たちが一番わかりやすい方法で提出した。3名程度と記したのは、急激に減らすことで、支障がでることを考えたので、議会で議論して決めてもらいたい。」とのことでした。

委員より行財政改革の提言について(案)を示し、それを踏まえて定数について方向性を示したいとの意見を受け、9月定例会中に再度、委員会を開催する旨、確認し、散会しました。

去る12日に、第6回委員会を開催し、委員より28の行財政改革実施項目が提言された。その説明では、「9月定例会で説明があったように3次では、1億2千万の目標額に対し、4億の財政効果を生み出したが、その内容は、議会ではほとんど議論、検証していない。」「どういう効果を生んだかは、理解できていないので、市民が安心・安全に暮らしていくためには、定数を削減するだけでなく、行財政改革にも踏み込んでいかなければならない。地方交付税の削減、人口減少による税収の減少、社会保障費の増加、公共施設の増加、及び老朽化による維持管理の増加も踏まえ、更なる行財政改革が必要である。この内容は、前に進めていくのか、精査して委員会として議員定数も含め、行財政改革の実施案を示してい

る。」とのことであり、それに対し、「行財政改革は、十分しなくてはならないと感じるが、そこまで踏み込めるかと感じている。」との意見もありました。実施項目について更に説明を受け、

「まだまだ議会としても提言すべきところがある。そのためには、議会が一緒になって改革を進めていき、年次ごとに検証することが、可能であれば、平成30年3月の改選で1名削減（定数17名）、複数年度かかる事案も含まれるので、改選後の4年で検証し、平成34年3月で、1名削減（定数16名）も考えられる。」との意見ができました。

この提言は、内容を精査し、この実施要項の取り扱いをどうするかは、すぐに結論をだすことは難しいので、正副委員長精査の後、議長に提出することを提案しました。その後、各委員に具体的な議員定数について意見を求めました。

「更なる本市の行財政改革を実施するにあたり、自ら身を削ったことを行政に示すべきであり、2名削減。」「民意の反映がポイントと考え、現状維持。」「行革提言を執行部に示し、その検証を踏まえた上で、平成30年3月改選にて、1名削減、その後の行革成果を検証を行い、平成34年3月改選にて、更に1名削減。」との意見が出ました。

本委員会の方向性としては、意見の中、多数を占めました、定数1名減、その後の4年間で、議会とともに行財政改革に取り組み、その成果を検証した上で、更に1名削減となっています。

◆報告第4号

平成28年度宮若市一般会計継続費精算報告書について

光陵地区住宅団地整備事業は、期間を平成27年度から平成28年度までの2箇年、特定財源として社会資本整備総合交付金及び都市再生整備計画事業債を活用し、事業を実施してきました。最終的な精算額ですが、全体計画額

報告

4億4,762万2千円に対して、支出済額4億3,672万6,080円となり、1,089万5,920円の執行残となっています。

小中一貫教育校整備事業は、期間を平成26年度から平成28年度までの3箇年、特定財源として公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付

金及び学校教育施設等整備事業債を活用し、事業を実施してきました。最終的な精算額ですが、全体計画額34億9,002万円に対して、支出済額34億5,556万7,675円となり、3,445万2,325円の執行残となっています。

◆報告第5号

平成28年度財政健全化判断比率の報告について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、一般会計及び住宅新築資金等特別会計ともに黒字のため、当比率はありません。

連結実質赤字比率は、一般会計等のほかに公営事業会計を含めた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、国民健康保険特別会計が赤字となりましたが、全会計の実質収支額の合計が黒字のため、当比率はありません。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、標準的な年間の一般財源収入のうち、どれだけを地方債等の返済に充てているか

を示す比率で、公営事業や一部事務組合等を含めて判断し、5.0%となっています。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等の負担すべき負債が、標準的な年間の一般財源収入の何倍にあたるかを示すので、充実可能な財源等が将来負担すべき額を上回っているため、当比率はありません。

◆報告第6号

平成28年度資金不足比率の報告について

地方公営企業法適用事業の水道事業は、流動負債等から流動資産等を差し引いて算出した資金不足額の事業規模に対する比率であり、当会計では、流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は発生していないため、当比率はありません。

地方公営企業法非適用事業の簡易水道事業及び公共下水道事業は、実質赤字額の事業規模に対する比率であり、いずれの会計も黒字のため、当比率はありません。

市長報告

◆市長報告 1

平成28年度宮若市行財政改革実施計画「第三次集中改革プラン」の進捗状況の報告について

本市の行財政改革は、平成28年8月に策定した第三次集中改革プランに基づき、健全な財政基盤を確立するための継続的な取組を行っています。

この第三次集中改革プランでは、平成28年度から平成32年度までの5箇年において、6億5,515万円の歳入確保と10億6,085万円の歳出削減による総額17億1,600万円を財政効果の目標として掲げており、平成28年度は、歳入歳出あわせて1億6,242万円の目標額に対して、4億5,372万円の実績額となっております。

平成28年度における3つの基本方針ごとの主な取組ですが、行政運営の効率化では、行政窓口や給食調理業務の民間委託及び職員の定員管理の適正化などにより、目標額5,910万円に對して、実績額9,286万5千円、健全な財政基盤の確立では、市税等の

収納率向上や滞納対策の強化並びに光陵団地の分譲及びふるさと納税の啓発などにより、目標額9,132万円に對して、実績額3億3,409万9千円、効率的な住民サービスの向上では、地域コミュニティ活動への支援により、目標額1,200万円に對して、実績額2,675万6千円となっております。

◆市長報告 2

光陵団地の分譲に関する取組について

本市定住促進プロジェクトの重点施策として位置付けている本団地の分譲は、住宅販売に関する豊富な知識及び経験を有するハウスメーカー6社と光陵団地分譲促進協議会を設置して、共同分譲を進め、様々な機会や媒体を通して、積極的に販売促進活動を推進してきました。

分譲の状況は、第2期までの分譲として、全153区画のうち90区画の分譲を行い、8月末時点で88区画が成約し、内訳としては市内在住の方34件、市外在住の方47件、ハウスメーカー買取り区画が7件です。

7月31日から第3期分譲として、27

区画の分譲を行ったところ、8月23日現在で市内在住の方8件、市外在住の方11件の、計19件の申込みがあり、そのうち、申込みが重複している区画は、9月10日に抽選を行います。

このように、分譲が進み、同団地での住宅建設、居住が増えたことから、新たなまちのお披露目として、先般の8月19日と20日に地元自治会や市議会議員に参加してもらい、まちびらきイベントを開催し、周辺自治体にも新聞折込みやフリーペーパーへの掲載を行いながら周知に努めた結果、約1,000名が来場するなど、盛況裏にイベントを終え、光陵団地を広くPRすることが出来たと考えています。

同団地内の市有地の売却は、現在、医療施設を経営する事業者の公募を行い、近日中には医療施設の立地が決定する予定で、本年10月からはJR小竹駅から本団地を経由し、宮若市街地を結ぶバス路線を開設します。

今後は、平成31年10月からの消費税の引上げに伴い、住宅取得の駆け込み需要が見込まれることから、税率の引上げまでに全区画の分譲開始を予定とし、引き続き早期完売に向けて積極的に販売促進活動を進めていきたいと考えています。

◆市長報告 3

民事調停の報告について

市営住宅入居者のうち滞納月数が3箇月以上の者を対象とする民事調停は、平成29年3月定例会において5名に對する申立ての議決を得ました。

平成29年3月定例会において議決を得た民事調停対象者5名は、4名が申立て前に納付されたため、残りの1名に對し、平成29年4月14日に直方簡易裁判所に民事調停の申立てを行ったところ、調停が成立しています。



竹原古墳発掘調査現地説明会

教育環境について伺う。



中島 健三

問 スクールバスが旧宮田地区を運行できない理由は何か。

答 教育長

スクールバスは、本年4月に小学校5校を再編した宮若西小学校において運行を行っています。宮若西小学校は、校区を再編したことで通学距離が広範囲となり、通学環境が急激に変化することを緩和するために運行を行っているものです。旧宮田地区は、再編を行っておらず通学距離も変わらないことからスクールバスの運行は行っていません。

問 若宮地区に3歳児クラスが開設され、宮田地区は3歳児クラス

が開設されていない理由は何か。

答 教育長

現在、宮田地区では宮田南幼稚園、宮田北幼稚園、認定こども園として運営する宮田東幼稚園があります。3歳児クラスの実施は、これまでも検討を行ってききましたが、いずれの幼稚園も保育室が2室しか確保できず、4歳児、5歳児クラスのほかに保育室を確保することが困難であることから3歳児クラスを開設していない状況です。

問 人口減少が問題となっているが、まちづくりの基本はどこにお

答 市長

平成27年国勢調査によりみると、宮若市の人口は、2万8,112人と、前回調査

の3万81人から1,969人の減となり、減少率は6.55%となっております。

このような人口減少を踏まえ、本市では第1次宮若市総合計画基本構想に掲げる将来像「ひと・みどり・産業が輝く新たなふるさと」の実現に向け、6つの基本的施策の方向を掲げ、その施策の推進と実現のために行政運営の効率化、健全な財政基盤の確立、効率的な住民サービスの向上を基本として、まちづくりに取り組んでいます。

平成30年度以降は、本年6月定例会にて第2次宮若市総合計画基本構想の議決ももたらしたところであり、これまで築いてきた将来像を継承し、様々な地域資源を活かした質の高いまちづくりに取り組みます。

教職員（宮若市内小中学校）の勤務の実態について伺う。



萩本 広房

問 実態調査、結果、対策について。

答 教育長

本年6月に市内の小中学校の全教職員を対象に、勤務時間及び勤務実態調査を実施しています。

その結果、いずれの学校においても超過勤務が常態化している現状があり、特に全体の約20%の教職員は、月80時間以上の超過勤務を行っている状況にあります。

この実態調査の結果を受けて、各学校において学校の実態に応じた超過勤務の縮減に向けた取組を進めています。

問 衛生推進者の選任、設置について。

答 教育長

労働安全衛生法第12条の2の規定により、10人以上50人未満の教職員が在籍する学校では、衛生推進者を選任することとしています。

本市の小中学校においては、教頭又は養護教諭が衛生推進者に選任され、教職員の健康保持等の業務を担当しています。

問 学校図書館の充実について。

答 教育長

各学校では、司書教諭又は図書館教育担当教諭を中心に全教職員で学校図書館の充実に努めています。

また、各中学校には図書司書を配置し、学校図書館の運営の改善及び向上に努め、生徒の図書館利用の促進を図っています。

問 市内の小中学校、学校図書館の蔵書の数

答 学校教育課長

市内の小中学校の図書館の蔵書の数ですが、学校図書標準と比較すると、市内の5小学校の内、2校でこの標準数に達していない学校があります。残りの3校は、この標準数を充足しています。

それから、中学校は、2中学校ありますが、この標準数を充足しています。

問 教職員の超過勤務の縮減は、授業改善等に取組む時間、子ども達と向き合う時間の確保、先生の持てる力を高めて発揮できる環境の整備という三本柱で行ってもらいたい。また、学校図書館、図書の充実は、子ども達にとって大切な教育環境の一部である。子ども達のために予算を十分に確保し適正に執行することを願います。

防災対策について伺う。



梁矢 正次

問 要援護者名簿と避難行動要支援者名簿の現状と今後の取り組みについて。

答 市長

6月議会にも答弁したが、災害弱者対策は、平成25年の災害対策基本法の改正において、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられたことから、これまでの災害時要援護者名簿に替わるものとして、名簿の作成をしています。また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に宮若市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)を策定し、現在、避難支援等関係者への

名簿情報の提供に係る避難行動要支援者本人の同意と併せ、避難支援等を実効性のあるものとするための個別計画の作成に取組んでいます。

問 災害時に災害情報や避難情報を得ることが困難な視覚・聴覚障がい者への情報提供について尋ねる。

答 総務課長

障がい者への対応は、避難行動要支援者避難支援計画を既に作成しています。この中において、それぞれの障害に合った伝達方法を確保することになっています。

また、避難行動要支援者名簿に掲載した方は、災害情報入手できたとしても、自ら避難することが困難な場合が多々あると考えられます。したがって、避難支援者と連携した個別計画というのを策

定しているところであり、この作成が重要になるかと思っています。

問 要援護者と言われる方の支援は、日ごろから高齢者や障がい者への見守り活動があつてこそ、いざという時に役立つと考えるが、平常時の活動はどのようになっているのか。

答 民生部次長

民生委員、児童委員や老人クラブ等地域住民が高齢者の見守りを行っています。それ以外にも、ガスや電気し尿処理業者などは、日常活動の中で無理のない範囲での見守りをお願いしています。

また、ひとり暮らしの高齢者などに対して実施している配食サービスは、食事を提供するのととも利用者の安否確認を行うようにしています。

国民健康保険特別会計の運営について伺う。



藤嶋 厚

問 来年度から県へ事業主体が一本化されるが、その事による被保険者への影響には、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

答 市長

来年度からの新制度は、都道府県が国保会計の責任主体としての役割を担うこととして、一方、市町村は資格管理や保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課及び徴収などの役割を引き続き担うこととなっております。

したがって、保険給付の申請や保険料の納付先、各種届出の窓口は、これまでどおり市町村から変更はなく、また、保険料の軽減や減免内容も変更はありません。県への一本化のメ

リットは、まず、単年度赤字が解消されます。また、県への納付金は、医療費水準、所得水準等から算出されることとなり、本市の場合、国保世帯の所得水準が県下では低い方に位置することから、納付金もある程度のメリットがあるのではな

いかと想定しています。一方、デメリットは、今のところ特に何も想定していません。

今回の制度改正による事業主体の県への一本化により、安定的な財政運営に加え、市町村事務の効率化や標準化などが見込まれるものと考えています。

問 閉校後の学校施設の管理運営について伺う。

答 若宮南小学校の管理運営の問題について。

問 教育長

若宮南小学校の管理

運営は、本年6月市議会において、体育館の床の修繕、長椅子や手すりの設置等の要望があつていました。

これらの要望は、現場を確認の上、いずれも修繕等が完了しています。

今後、施設の状態に応じて必要な修繕等の維持管理に努めていきます。

問 就学援助制度の改善について伺う。

答 入学準備金の3月支給を実施すべきと思うがどうか。

答 教育長

就学援助における入学準備金は、現在、入学後に認定申請をしてもらい、認定を受けた方に支給していますが、今後、就学援助制度の趣旨を踏まえ、3月支給の実施に向けて検討していきます。

市有地について伺う。



谷口 重隆

問 現在、本市が所有している市有地については、今後どのような活用を図っていくのか。

答 市長

本市が所有する土地は、公用又は公共用に使用する行政財産及びそれ以外の普通財産として、適正かつ効率的な管理を行い、このうち、公共用地として活用計画のない、遊休市有地は、売却又は貸付け等による有効活用に努めています。現在、維持管理経費の削減及び歳入確保の観点から、個人用住宅用地に適した土地は、年次的に、入札による売却処分を進めています。今後は、定住促進施策を始めとする各種施策への利活用を基本として、それぞれの土地

の面積、形状及び立地条件等に応じた有効活用を図っていききたいと考えています。

問 本市の遊休市有地はどれくらいあるのか。

答 管財課長

遊休市有地は、普通財産の内、管理に掛かるものとして整理し、平成28年度末で、約54万6,000㎡となっています。

問 すぐ宅地として売却できる土地はどれくらいあるのか。

答 管財課長

今すぐということですので、5件、面積1,588㎡程を予定しています。

問 土地の単価はいくらなのか。

答 管財課長

土地の単価、売却単価は立地条件等により、それぞれ異なっていますが、平米単価で、7,200円から1万

3,700円程度となっています。

問 光陵団地と全く整合性がないと思うがどう思うか。

答 市長

光陵住宅団地は、政策的に造成して、分譲を開始し、鑑定評価からかなり安く分譲しています。

その他の遊休地の売り出しは、鑑定評価を頂いた額で売り出しをしています。結果的には、28年以前に売り出したところは、応札者がいない現状もあります。周辺の土地を、以前に提示した額で売却したところもあります。その整合性も考え、早期に売却したいのは当然ですので、総合的に判断して現地調査もやり、ニーズも把握をしながら、どれくらいの価格が適当なのか、今後十分検討していきたいと思っています。

水害、土砂災害対策について伺う。



安河 英幸

問 砂防ダムの状況について伺う。

答 市長

下流への土砂流出を抑制し、生活環境の保全を図ることを目的とする、砂防ダムは、県が事業主体となり、市内では、砂防法に基づき整備した砂防ダムが49施設あり、また、別に森林法に基づき整備した治山ダムが266施設となっています。平成29年度は、砂防ダムでは、福井川、春田川の2箇所、治山ダムでは縁山の1箇所の工事を実施しています。

福岡県と連携しながら整備促進を図ること、地域住民が安全で安心して生活できる環境の整備に努めたいと考えています。

問 朝倉地域では、山林の崩壊により立木が流され、被害が拡大した理由に木の根が浅い、杉の木が多かったためと言われている。市有林に杉の木はあるか。その管理はどうしているか。

答 農政課長

市有林は、杉・檜の人工林があり、表土の流出等があるのを見ながら、災害の可能性の有無を確認をしているところです。

問 朝倉地域でも流木がため池に流れ込み、結果、ため池が決壊し、被害が拡大したと言われている。本市として何をすべきか、勉強する必要があると思うが、如何か。

答 土木建設課長

朝倉市では、百数か所あるため池が十数か所決壊・流出したと聞いています。被災原因は定かではありませんが、市としては、県と

連携しながら土砂等の流出を防ぐ施設整備に努めたいと考えています。

問 ゴミの減量化について伺う。

答 市長

本市では、自治会等が行う資源物集団回収への補助金交付や資源物拠点回収などのリサイクル対策及び生ゴミ堆肥化の推進並びに出前講座等により意識啓発を行っています。

このような取り組みの結果、くらしクリーンセンターが稼働した平成15年度のゴミの排出量9,486トンに対し、平成28年度は7,887トンと年々減少し、市民のゴミの減量化に対する意識が広がっているものと考えています。

農業政策について尋ねる。



安永 友則

問 農地の総面積と農振（農業振興地域）の面積及びそのうち農用地の面積（範囲）はどれくらいか。

答 市長

本市の農地の総面積は約2,005haで、農業振興地域面積は約1,788ha、そのうち、農業振興地域農用地は、約1,481haとなっています。

問 農振会議（農業振興地域整備促進協議会）の開催状況（過去5年）と主な審議事項はどのようなものか。

答 市長

当協議会は市長の諮問に応じて、調査及び審議を行う協議会であり、年度ごとの開催状況としては、平成24年度1回、平成25年度1回、平成26年度は案件がなく、平成27年度2

回、平成28年度2回の合計6回開催しています。なお、直近5年間の主な審議内容は、農業振興地域農用地からの除外に係る審議です。

河川の整備について尋ねる。

問 国・県市が管理する河川については、一

昨年質問した中で「準用河川について自治会等の要望の中で整備しているが、今後、年次計画をたてて実施する。」との答弁であったが、その後の計画はどのようなものになっているのか。

答 市長

本市が管理する、河川の整備については、すが、自然災害の防止や減災に向けて、土砂の堆積などで断面が阻害している河川に対し、土砂の浚渫（しゅんせつ）や除草を年次的に実施し、維持管理に努めています。今後とも、河川の

通省や福岡県が管理する河川の整備状況等を踏まえ、周辺の景観や環境に配慮し、地元からの要望を勘案しながら、地域住民が安全で、安心して生活できるような整備を図っていきたいと考えています。

問 県営河川について支援の内容を聞きたい。

答 土木建設課長

福岡県は、県営河川の除草と清掃を実施する団体などの登録を受け、登録した団体へ、活動経費の助成や軍手・長靴・鎌などの支給、障害賠償責任保険の加入などの支援を行っています。

登録要件は、県営河川において組織的・継続的に清掃・除草等の河川浄化活動を行う。地域に根づいた団体である。営利を目的とした団体でない。会員数25名以上。毎年2回以上の活動をする。一定区間以上の活動を行う。となっています。

市政について伺う。



茅野 勝

問 待機児童の現状と方向性、旧第1保育所との関係と今日までの流れについて。

答 市長

待機児童の数は、平成29年9月1日現在で13人です。旧第1保育所は、民間移譲を行い、宮田保育園として運営を行っています。平成27年11月からは新しい園舎での保育を行っています。が、全国的な保育士不足の影響もあり、現在、保育スタッフの確保ができず、定員を大幅に下回る入所児童数となっています。

待機児童の解消に向け、今後も引き続き、当該法人への指導等を行うとともに、保育スタッフ面談会の開催、広報による求人、さら

に市独自の補助制度の導入に取組みたいと考えています。

問 東中校区の空調設備工事の現状について。

答 教育長

宮若東中校区の小学校及び幼稚園への空調設備工事は、平成28年度に国の補助金の交付決定を受け、繰越事業として予算措置を行い、本年度、実施する計画としています。

これまでの経過ですが、空調設備設計業務の入札を本年2月1日に実施し、福岡市の（株）ニューロファジイが落札したので、同社と業務委託契約を締結し、4月26日までの工期で設計業務を行っていましたが、工期を超過しても成果品の提出がないことから、本年8月14日に同社との契約を解除しています。その後、新たに業者を選定し、10月26日までの工期で設計業務に取組んでいます。

問 市道関係の道路行政の現在の問題点と今後の見通しについて。

答 市長

本市が認定している市道は1,314路線あり、主要地方道9路線、一般県道6路線、広域産業循環道路1路線があります。現在、道路行政には、施設整備に伴う財源確保や建設後、経年劣化した道路施設の長寿命化、並びに道路愛護推進活動といった事業により、その機能の継続・協働の維持活動など、既存施設を市民が安全に、また安心して利用できる様々な取組が求められています。

今後、市民の意見や要望等を踏まえながら、福岡県への要望、市道の道路整備等に努めていきたいと考えています。

次の質問事項について実施の有無並びにその時期について市長の簡潔な考えを求めます。



遠藤 嘉昭

問 民営による市内循環バスの直営への移行について。

答 市長

本市が運行するコミュニティバスは、道路運送法等に基づいて、運送事業者や利用者、関係機関等から選出された委員で構成する宮若市地域公共交通会議で、乗合旅客運送の形態及び運賃、運行路線等に関して協議を行い、その結果を踏まえて運行しています。

宮田地区の一部で、企業からの協賛金による無料の市内循環バスが運行していますが、本市が新たにこの市内循環バスの運行を行う場合、既存の路線バスや乗合バスとの路線の競合や全体的な運行経路、また、料金体系など、多くの問題が発生

することから、市による直営化は非常に困難と考えています。

問 新校舎完成に伴う通学道路の安全性は終結したのか。

答 教育長

市内中学校の再編では、再編準備委員会を設置して、通学路の安全点検を行った結果、49箇所歩道整備や外灯設置等の安全対策の要望がありました。

この要望箇所は、教育委員会が年次的に通学路に防犯灯を設置するほか、関係機関で、路側帯のカラー舗装、安全施設の設置等の安全対策を実施しています。

通学路の整備のうち、宮若東中学校や宮田南小学校等への通学路である市道辻ヶ峯・前限線の一部未整備の箇所は、整備に向けた取組を進めています。

問 宮田ショッピングセンター跡地への商業施設誘致の現状について。

て。

答 市長

これまでの商業施設の誘致が昨年末に白紙となったことから、本年5月に当該跡地へのスーパーマーケット出店の意向やそのための条件等に関する調査を行い、現在、前回と同条件にて当該跡地に开店意向を示された企業と協議を行い、その結果等は、年内に報告したいと考えています。

このほか、「インフルエンザ予防接種に対する助成金対策について。」や「本市域と赤間駅への新たなバス路線の設置について。」や

「旧宮田中学校跡地、旧若宮小学校跡地の対策について。」や「更なる住宅団地の開発等は考えているか。」や「新たな企業誘致の場所等は考えているか。」や「上の見解を踏まえた上で、の来る市長選への立候補について。」との質問がありました。



市議会を傍聴してみませんか。

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。 <http://www.db-search.com/miyawaka-c/index.php/>

次回の定例会は **12月1日(金)** 開会予定です。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

本会議・各常任委員会等の日程につきましては、日程が決まり次第、宮若市のホームページ、宮若市役所本庁及び若宮総合支所に掲示します。
※小さなお子さんをお連れの方は議事堂への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

本会議をネット配信(録画放送)しています。



宮若市ホームページ
<http://www.city.miyawaka.lg.jp/>

市議会

『議会中継』よりアクセスください

パソコン・スマートフォン・タブレットからいつでも、どこからでも視聴できます!

ながらスマホはやめましょう。



宮若西小学校運動会



宮田小学校運動会



宮田南小学校運動会



宮田東小学校運動会



宮田北小学校運動会



スポーツフェスタ2017

編集後記

秋は、スポーツの季節であり、食欲の季節でもあり、何をするにもよいころあいです。11月は「灯火親しむ候」といい、読書の季節でもあります。

今回、同僚議員の一般質問の中で、本市の中学生に向けた読書に関するアンケートでは、「読書が好き」と答えた割合が、福岡県平均68・1%と全国平均69・9%を大きくより上回る77・8%という教育委員会の答弁がありました。読書が直接学力に結びつくのかは、定かではありませんが、個人的には、学力の向上の一助になると思っています。図書館も本市の見慣れた景色となり、大人も子どもも本と触れ合うことが容易になりました。秋の夜長、純文学の一冊でも手にとってみようかと思いました。

安河英幸

議会広報調査特別委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員 | 安河英幸 |
| 副委員長 | 茅野誠勝 |
| 委員 | 川口喜久雄 |
| 委員 | 神谷喜久雄 |
| 委員 | 萩本広房 |
| 委員 | 染矢正房 |
| 委員 | 吉崎順一 |